

保育を必要とする事由・証明する書類

※お子さんの保護者(両親)がいずれも「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

事 由	内 容	必要書類
1.就労 (予定)	会社員等(常勤・パート) 就労時間が1カ月あたり64時間以上 (1日4時間以上月16日以上の労働)	■就労証明書【添1】 ■復職証明書(育児休業明け)【添6】
	自営業 農業(事業主・手伝い)内職等 就労時間が1カ月あたり64時間以上の 営業者、または事業専従者として労働 することを常態としていること 《自営業・農業の手伝い》 無給・ボランティアは認められません	■就労状況申告書【添2】 ※営業主以外の方は専従者給与の 届け出が税務署に提出されている ことが条件 ■就労状況申告書【添2】
2.妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない方 認定期間は出産日から起算し産前3か 月、産後は8週間を経過する翌日の属 する月の月末まで	■妊娠要件に関する申立書【添3】 ◆母子手帳の写し (氏名、出産(予定)日が確認できる こと)
3.疾病・障害	自身が疾病にかかり、もしくは 負傷し、又は精神もしくは身体 に障害を有している方(障害は身 障、精神、療育手帳を保持して いること)	■保育を必要としている事由申立書 【添3】 ◆診断書【添8】又は身障、精神、療育 手帳の写し(障害程度の確認できる部分)
4.介護・看護	要介護認定されているか身障 (身体1・2級)、精神手帳を保持 している同居又は長期入院し ている親族を常時介護・看護し ている方	■保育を必要としている事由申立書 【添4】 ◆(介護・看護される方の) 介護保険証、身障・精神手帳の写し

5.災害復旧	災害、風水害、火災その他の災害の復旧	■ 保育を必要としている事由申立書 【添 4】 ◆ り災証明書
6.求職活動	求職活動(起業準備含む)している方 ※認定期間は3か月以内とする なお、未満児の方はお受けできません	■ 就労予定申立書 【添 5】 ◆ ハローワークカード、雇用保険受給者資格者証の写し
7.就学・職業訓練	就学(学生)している方 職業訓練校等での職業訓練等	■ 保育を必要としている事由申立書 【添 4】 ◆ 学生証の写し 在学証明書等 ◆ 職業訓練を受けることを証する書類
8.虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	■ 保育を必要としている事由申立書 【添 4】 ◆ 公的機関の証明書
9.育児休業中特例	育児休業取得時に既に保育を要している子どもがいて継続利用が必要な方 (期間は在園中の子は育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで)	■ 保育を必要としている事由申立書 【添 4】 ◆ 育児休業の期間がわかる書類 (辞令等)
10.その他	町が認める場合	◆ 町が必要と認める書類